

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県流域下水道センターの項所掌事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表馬見丘陵公園館及び福祉住宅体験館の項中

福祉住宅 体験館	磯城郡田 原本町
-------------	-------------

県営福祉パークの管理
に関すること。

を

福祉住宅 体験館	磯城郡田 原本町	県営福祉パ に関するこ
まほろば 健康パー ク管理事 務所	大和郡山 市額田部 南町	まほろば健 管理に關す

パークの管理
と。

に改める。

康パークの
ること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項備考の欄中「十津川復旧復興課十津川方面係及び維持係」を「十津川復旧復興課」に改め、「十津川復旧復興課大規模災害復旧係及び村道復旧支援係の位置は吉野郡十津川村大字小原とし」を削り、同表馬見丘陵公園館の項の次に次のように加える。

まほろば健康パーク管理事務所	管理課	<p>管理課</p> <p>一 所内における人事その他庶務に関すること。</p> <p>二 まほろば健康パークの管理に関すること。</p>	
----------------	-----	---	--

(職員の仕事の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の仕事の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の

一部を次のように改正する。

別表第一馬見丘陵公園館の項の次に次のように加える。

まほろば健康パーク管理 所長、次長、課長

事務所

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。